

## 9 広聴・広報

### (1) 主な市民相談案内

相談名	と き		と ころ	担 当
			電話番号	
市民相談	随 時		相談室 (地域活動課) 06-6902-6034	地域活動課
無料法律相談	毎週火・木・金曜日	13:00～ 16:00		
交通事故無料 法律相談	毎週火曜日	13:00～ 16:30		
こころの相談	第2木曜日	13:00～ 16:00		
行政相談	第1水曜日	13:30～ 15:30		
登記相談	第3水曜日	13:00～ 15:00		
人権相談	第2・4水曜日	13:30～ 15:30	相談・面談室 (人権政策課) 06-6902-6079	人権政策課
女性のための相談	第3火曜日	9:30～ 12:30	家庭児童相談 センター 06-6902-6148	子ども課
母子自立 支援相談	毎週 月・火・木・金曜日	9:00～ 16:00		
児童家庭相談	毎週月～金曜日	9:00～ 17:30		
教育相談	毎週月～金曜日	9:30～ 16:30	各 学 校 (学校教育課) 指導・人権教育 グループ 06-6902-7042	学校教育課
消費生活相談	毎週月～金曜日	9:30～12:00 12:45～17:30 (受付は16:30まで)	消 費 生 活 セ ン タ ー 06-6902-7249	地域活動課
多重債務相談	毎週月・水・金曜日	9:30～12:00 13:00～16:20		

## (2) 広 報

### ① 「広報かどま」(昭和26年9月1日創刊)

- 月 1 回発行し、委託業者より各世帯へ配布。
- タブロイド版12ページ
- 発行部数 66,500部

### ② 点字広報(昭和57年6月15日開始)

- 視力障がい者のために、月 1 回、「広報かどま」から記事を抜粋して点字本(7,000字以内)を作成し、希望者に配布している。
- 発行部数 25部

### ③ 声の広報(昭和45年度開始)

- 点字の解読が困難な視力障がい者のために、月 1 回、60分以内のテープを作成し、希望者に貸し出している。
- 発行本数 50本

### ④ ホームページ(平成12年7月1日開設)

<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>

- 24時間、どこからでも最新の行政情報等が入手できるようにするために実施。
- 内容は、本市の紹介や窓口業務の案内、イベント情報、施設情報など。

### ⑤ 市民特派員(平成24年度開始)

- 市民に、広報をより身近に感じてもらうため、公募市民を特派員に任命し、取材された地域情報を「広報かどま」などに掲載。
- 特派員数 4人

### ⑥ コミュニティ放送 FM HANAKO(平成14年7月1日参画し、放送を開始) FM82.4MHz

- 災害時などの緊急情報(随時)と行政情報や市民参加の番組(午前9時15分～9時25分と月曜～金曜日の午後3時～3時30分)を放送。

# 10 市民生活

## (1) 国民健康保険事業

① 事業開始 昭和24年5月1日

### ② 被保険者数

区 分	世 帯 数	被保険者数
平成23年度末現在	25,727 世帯	44,264 人
年 間 平 均	25,885 世帯	44,695 人

### ③ 保 險 料 (③～⑤は平成24年度)

#### ア 医療保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{8.44}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	24,740 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	18,730 円

- 賦課最高限度額 51万円

#### イ 後期高齢者支援金

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{3.11}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	9,110 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	6,890 円

- 賦課最高限度額 14万円

ウ 介護保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times \frac{2.18}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{50}{100}$	13,010 円

- 賦課最高限度額 12万円

④ 保 険 給 付

ア 診療給付の割合

一 般	7 割
退 職（本人・被扶養者）	7 割
小学校入学前	8 割

イ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額医療費として支給されます。医療機関からの保険請求の時期によりますが、受診月の約3ヶ月後に該当している被保険者に通知します。

なお、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示されると医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額で止めることもできます。

※ 自己負担限度額（平成18年10月改正）

一 般 世 帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) $\times$ 1 %
上 位 所 得 世 帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) $\times$ 1 %
非 課 税 世 帯	35,400円

ウ 出産育児一時金 390,000円（平成21年10月改正）

※ 産科医療補償制度加入者は、420,000円（平成21年10月改正）

エ 葬 祭 費 35,000円

⑤ 保健事業

ア 健康チェックとしての人間ドックを受診される30歳以上75歳未満の被保険者に対して、費用の半額を補助します。また、脳器質検査もあわせて受診できます。

イ 啓発事業として被保険者に対して医療費通知を行っています。

ウ 40歳以上75歳未満の国保加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行っています。

エ 保険適用を受ける禁煙外来を受診される被保険者に対し申請していただくことにより受診費用の半額（1万円上限）を補助します。

⑥ 国保会計決算（款別）

（単位：千円）

		年度	平成22年度	平成 21年度	増減率 (%)
		款別			
歳 入		国民健康保険料	3,290,440	3,380,489	△ 2.66
		使用料及び手数料	459	415	10.60
		国庫支出金	4,547,114	4,676,690	△ 2.77
		療養給付費等交付金	668,027	605,028	10.41
		前期高齢者交付金	3,543,078	2,847,535	24.43
		府支出金	876,505	879,603	△ 0.35
		共同事業交付金	1,729,519	1,919,356	△ 9.89
		財産収入	6	8	△ 25.00
		繰入金	2,122,571	2,243,121	△ 5.37
		諸収入	14,446	15,411	△ 6.26
	計	16,792,165	16,567,656	1.36	
歳 出		総務費	365,500	343,524	6.40
		保険給付費	11,055,468	10,852,642	1.87
		老人保健拠出金	36,446	78,933	△ 53.83
		介護納付金	731,064	710,575	2.88
		共同事業拠出金	1,703,593	2,048,542	△ 16.84
		保健事業費	86,507	81,364	6.32
		公債費	15,653	45,150	△ 65.33
		諸支出金	44,458	199,815	△ 77.75
		予備費	0	0	0.00
		繰上充用金	5,644,298	5,764,948	△ 2.09
		後期高齢者支援金等	1,856,944	2,080,545	△ 10.75
		前期高齢者納付金等	3,236	5,916	△ 45.30
	計	21,543,167	22,211,954	△ 3.01	
歳入歳出差引額			△ 4,751,002	△ 5,644,298	15.83

## (2) 国民年金

平成24年4月1日現在

種類	受給の条件	年金額
老齢基礎年金	<p>国民年金の保険料を納めた期間が25年以上ある場合に、原則として65歳から受給。</p> <p>国民年金の保険料免除期間、カラ期間および昭和36年4月以後の被用者年金(厚生年金など)の加入期間は合算。</p> <p>昭和5年4月1日以前に生まれた人は保険料納付期間が短縮。</p>	<p>満額</p> <p>(原則として昭和16年4月2日生) (以降の人は40年で満額)</p> <p>786,500円 (月額 65,541円)</p>
障害基礎年金	<p>国民年金に加入している人で、次の全ての条件を満たしている人が、病気やけがで障害の状態になったとき、受給。</p> <p>① 国民年金に加入中に初診日がある病気・けがで障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日)に政令で定められた「1級程度」または「2級程度」の障害に該当していること。</p> <p>② 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納期間が1/3以上ないこと。</p> <p>※ 平成28年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、初診日に65歳未満であること。</p>	<p>障害基礎年金の受給権者に18歳到達年度末日までにある子(障害者は20歳未満の子)がいる場合は、子の加算が行われます。</p> <p>1級障害 983,100円+子の加算額</p> <p>2級障害 786,500円+子の加算額</p> <p>加算額 子1人 226,300円 子2人 452,600円 以下1人増すごとに75,400円加算</p>
遺族基礎年金	<p>国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子(満18歳未満か20歳未満で1級・2級の障害の状態)のある妻または子に支給され、次の①～③いずれかに該当していること。</p> <p>① 被保険者期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないこと。</p> <p>※ 平成28年3月31日までに死亡した場合は、特例として死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、死亡日に65歳未満であること。</p> <p>② 老齢基礎年金を受ける資格(原則として25年)を満たしていること。</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給権者であること。</p>	<p>妻が受けるとき 786,500円+子の加算額</p> <p>加算額 子1人 226,300円 子2人 452,600円 以下1人増すごとに75,400円加算</p> <p>子が受けるとき 1人のとき 786,500円 2人のとき 1,012,800円 以下1人増すごとに75,400円加算</p>

### (3) 産業振興

#### ① ものづくり企業立地促進制度

平成21年4月1日から門真市内に新たに工場等を立地（新築・増築など）する製造業者に対して「ものづくり企業立地促進奨励金」を交付する制度です。

対象事業者	製造業者
対象地域	工業地域、準工業地域
対象物件	土地、建物、設備投資
奨励金額	対象物件の固定資産税・都市計画税の1/2（上限額あり）
交付期間	5年間
新規雇用	工場を設置したことに伴い、操業後2年間市内住民を正規雇用した場合、1人につき10万円（上限額あり、交付は1回限り）

#### ② 門真市企業操業支援補助金

市内の製造業者が周辺住民の生活環境を保全するために、騒音・振動等を防止する設備の新規導入または改修等を実施する場合に事業費の一部を補助する制度です。

対象事業者	製造業者 ※但し法人市民税（法人税割）の納税実績のある企業、または従業員21名以上の中規模事業者
対象地域	工業地域、準工業地域
対象事業	防音壁の設置、防音・防振効果のある設備等の設置、防音・防振効果のある機械の購入
補助額	対象事業に係る経費の1/2（限度額500万円） ただし機械の購入の場合は一律100万円
補助期間	5年間

③ 中小企業事業資金融資制度

(平成24年4月1日現在)

大阪府中小企業者向け制度融資			
	開業サポート資金	小規模企業サポート資金	チャレンジ応援資金
	開業サポート資金 開業時及び開業後間もない方などの成長を支援	小規模企業者の成長を支援	府の施策と連携して中小企業者の成長を支援
融 資 限 度	2,500万円	1,250万円	2億円 (内無担保8,000万円)
貸付利率	年1.6%	年1.6%	年1.9%
融 資 期 間	7年以内	7年以内	(運転) 7年以内 (設備) 20年以内
担 保	不要	原則不要	(有担保の場合) 府保証協会の定める不動産または有価証券等
保 証 料 率	年1.0%	年0.5%～2.2%	年0.35%～1.90%
申 込 先	取扱金融機関 保証協会 府・市町村	原則取扱金融機関	取扱金融機関 ※市の認定書が必要
			経営安定資金 経営の安定を支援
			2億円 (内無担保8,000万円)
			金融機関所定
			7年以内
			(有担保の場合) 府保証協会の定める不動産または有価証券等
			年0.9%

#### (4) 市民農園

門真市民が土に親しみ、生活に潤いをもたらす場を提供する目的で昭和49年5月1日より開設されたものです。

この市民農園の事業は、北河内農業協同組合に委託し、運営経費は利用料、補助金等をもってあてています。

- ・利用期間 2年
- ・利用料 12,000円／年
- ・1区画面積 約16.5㎡
- ・区画数及び面積 158区画、3,594㎡

#### (5) コンビニ交付サービス

平成24年7月9日から住民基本台帳カード（以下「住基カード」とする）を利用した、住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを実施しています。

このサービスは住基カードを取得し、住基カードのサービス利用登録の申請を行うことで、全国のセブン-イレブンにおいて、住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるものです。

また、コンビニ交付サービスを利用すると、窓口交付よりも100円安い1通200円で証明書を取得することができます。

さらに、コンビニ交付サービスの開始に伴い、住基カードの無料交付（通常500円）を期間限定で実施します。

##### ・住基カード無料交付の実施

対象 平成24年7月9日（月）～平成25年3月31日（日）に申請されたもの

##### ・サービスの提供日時

12月29日から翌年1月3日を除く午前6時30分～午後11時00分

##### ・サービス提供店舗

全国のセブン-イレブン（一部店舗を除く）

(6) 南部市民センター

目 的	南部地域における市民交流の促進や生活文化の向上のために建設されたものです。 市民の憩いや健康づくり、文化活動の場のほか、行政窓口サービスの機能も備えています。
所 在 地	門真市島頭4丁目4番1号
工 期	平成5年3月26日～平成6年2月28日
開 館 日	平成6年4月1日
敷地面積	3,146㎡
施設概要	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
建築面積	1,583.81㎡
延床面積	2,290.71㎡
施設内容	多目的ホール(300席)・森林浴体験室・会議室・和室・ 料理室・図書室・ギャラリー・市民サービスコーナー・ その他
開館時間	午前9時30分～午後9時30分 (市民サービスコーナーは午後5時30分まで)
休 館 日	月曜日・12月29日～1月3日 (市民サービスコーナーは月曜日が祝日の場合・12月29日 ～1月3日)
使用申し込み	使用予定日の3カ月前から前日まで

使 用 料

使用単位 施設の名称 (定員)	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前 9 時 30分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 9 時 30分まで
多目的ホール (300人)	円 5,750	円 6,600	円 7,400	円 11,700	円 13,200	円 18,600
会 議 室 1 (30人) 会 議 室 2 (24人)	500	600	650	1,050	1,200	1,650
和 室 1 (12人) 和 室 2 (12人)	350	400	450	700	800	1,100
料 理 室 (25人)	900	1,000	1,150	1,800	2,050	2,900

(注) 市民以外の方が使用される場合は、5割増しとなります。



(7) 市民公益活動

① 門真市立市民公益活動支援センター

所在地 門真市中町11番82号

開館年月日 平成20年10月1日

開館時間 午前9時～午後9時

門真市内で公益活動に取り組むNPO、ボランティア団体の活動支援や、NPO法人設立の支援をするための施設で、公益活動に利用できる会議室、作業スペース、情報・相談コーナー、印刷機器等があります。

なお、会議室等の利用には団体登録が必要です。

貸館時間 午前9時から午後9時

休館日 火曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

(単位：円)

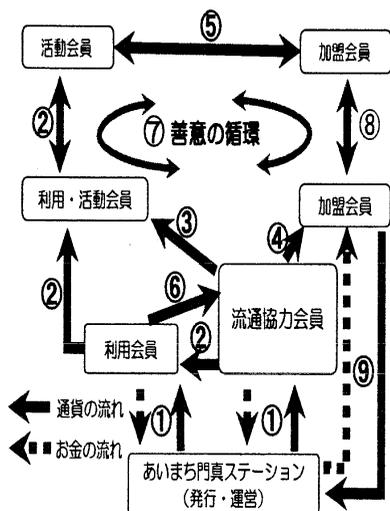
利用単位 施設の名称	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	400	500	500	900	1,000	1,400
第2会議室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
第3会議室	500	700	700	1,200	1,400	1,900



## ② 地域通貨発行運営交付金事業

地域通貨「蓮」は、地域コミュニティのさらなる活性化及びボランティア活動や地域の支えあい活動の促進並びに市内経済の活性化にもつながるものとして、NPO法人あいまち門真ステーションと市との協働事業として実施しています。

### ◆地域通貨「蓮」の流れ



#### ○利用会員

手助けを必要とする市民の皆さん（手助けサービスに「蓮」でお礼をする人）

#### ○活動会員

ボランティア団体等（利用会員へ手助けサービスを提供し、謝礼として「蓮」を受け取る人）

#### ○加盟店

「蓮」を使うことができる事業者（お店）

#### ○流通協力会員

地域や団体等の活動や事業に「蓮」を活用し、流通に協力する人

- ①あいまち門真ステーションで「円」と「蓮」を交換します。
- ②ボランティア協力してくれた人や手助けしてくれた人に感謝の気持ちとして、また贈り物として手渡します。
- ③地域のボランティア活動や団体、グループ、企業のイベントなどで利用できます。
- ④個人でも商品券代わりに市内のお店で利用できます。
- ⑤受け取った人は、市内の「蓮」取扱店のステッカーの貼ってあるお店で使えます。
- ⑥個人間のお礼の気持ちや贈り物としても利用できます。
- ⑦助け合いの輪が循環します。
- ⑧加盟店同士の使用もできます。
- ⑨最終的に、発行所で円と換金します。

### ③ 市民公益活動事業補助事業

市内のNPO等が自主的・自発的に行う公益性のある事業に対して、補助金を交付することにより、NPO等が創意工夫ある新たな事業を立ち上げ、また事業を拡大することを誘発し、市民公益活動の促進を図る事業です。

対象団体	市内のNPO法人または5人以上の市民ボランティア
対象事業	①門真市内で実施される事業であり、市民に広く還元される事業であること ②公民協働の推進に大きく寄与するものであること ③地域コミュニティ活性化につながるものであること
提案の種類	○テーマ設定型 行政ニーズに応じて市が設定したテーマへの企画提案 ○かどま未来創造型（自由テーマ） 市で実施していない新たなサービスや課題について独自の発想で企画提案
補助金額	補助対象事業費の1/2以内（上限50万円）
交付回数	1事業に対し、補助金交付は年1回、連続して3回を限度とする

### ④ NPO設立支援事業

門真市内で継続的に市民公益活動を行っている特定非営利活動法人に対し、予算の定める範囲内において門真市市民公益活動法人活動支援事業交付金を交付することにより支援を行い、市民協働の推進を図る事業です。

設立時支援交付金	交付対象	設立の登記の日から1年未満
	交付金額	1団体につき10万円
自立支援交付金	交付対象	設立の登記の日の属する年度の翌々年度まで
	交付金額	1団体につき年額20万円

# 11 環 境

## (1) 環 境 美 化

### ① 門真市美しいまちづくり条例

#### ア 目 的

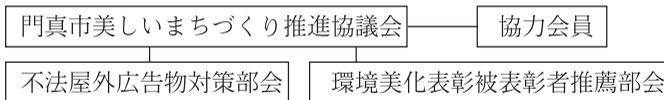
この条例は、門真市生活環境基本条例（昭和48年門真市条例第20号）第5条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

#### イ 内 容

美しいまちづくりの推進

- ・ 市民活動の推進
- ・ 緑化の推進
- ・ 良好な地域環境づくり
- ・ 公共の場所の美化
- ・ 空き地の美化
- ・ 愛護動物の管理等
- ・ ポイ捨て、飼い犬のふんの放置及び落書きの禁止等

#### ウ 環境美化推進組織



#### エ 門真市美化推進の日（9月18日）の制定（施行日 平成14年6月4日）

市、市民及び事業者が一体となって環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、「門真市美化推進の日」を定め、この日を中心に一定期間、清掃活動及び美しいまちづくりに関する啓発活動等を行う。

オ 門真市環境美化用具等貸与要綱の制定（施行日 平成14年7月9日）

地域における公共の場所等の清掃活動を実施する団体に対し、その使用する道具等を貸与することにより、団体の活動を助成し、もって地域の美化推進を図ることを目的とする。

## ② 不法屋外広告物対策

### ア 事務移譲

- ・ はり紙、はり札、立看板の簡易除却に関する事務（平成14年4月1日）  
（大阪府屋外広告物法施行条例第26条の規定）
- ・ 簡易広告板、のぼり旗の簡易除却に関する事務（平成15年4月1日）  
（大阪府屋外広告物条例第26条の規定）
- ・ はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易除却に関する事務（平成16年10月29日）（大阪府屋外広告物条例第26条の規定）

### イ 門真市違法屋外広告物追放登録員制度

門真市内の道路等の公共施設に、違法に掲出されたはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の違法屋外広告物を追放するため、地域住民に除却事務を委任する門真市違法屋外広告物追放登録員設置要綱を制定し、市と市民が協働してまちの美観の向上を推進することを目的とする。

### ウ 街並み美化推進事業

市道上の電柱や道路敷きに氾濫する違法屋外広告物及び支障物件は美観風致を害し、交通標識等の視界を阻害するため、集中的に警告・撤去活動と道路清掃を行い環境美化を推進することで市民意識の向上を図るものです。

## (2) 地球環境

### ① 門真市エコオフィス計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地方公共団体においては、政府が定める「京都議定書目標達成計画」に則して温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられたところである。

本市においても、市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制と庁内のエネルギー使用量の削減を目指した「第二期門真市エコオフィス計画」を平成19年度に策定し、日々の業務の中で、環境に配慮した率先行動をとるための方針を示し、全庁的に温暖化防止等の環境保全に向けた取り組みを行っていくものである。

ア 第二期エコオフィス計画の期間 平成19年度から平成23年度

イ 第二期エコオフィス計画の目標

計画期間で二酸化炭素換算総排出量を5%削減することを目標とする。

平成22年度実施状況

年 度 \ 項 目	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
平成17年度（基準年度）	25,760
平成23年度（目標値）	24,472
平成22年度	23,375

※「調達方針」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆる、「グリーン購入法」が平成12年5月に成立し、平成13年4月1日全面施行され、環境にやさしい物品や役務の調達に努める旨が規定された。

その中で、都道府県及び市町村は、毎年度環境物品の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うように努めなければならないとしており、門真市においても独自に平成15年度から『調達方針』を作成し、門真市としてグリーン購入を推進する上で基本になるものと考え、全職員への周知、徹底を図っている。

② 計画の推進体制

《門真市エコオフィス推進委員会》

計画の推進を図るため副市長を委員長として、関係部署から選任されたエコオフィス推進委員で構成する「門真市エコオフィス推進委員会」を設置し、各課にはエネルギー使用量の調査と計画に沿った取り組みを実践するエコオフィス推進員を配置する。

エコオフィス推進員を中心に年度ごとに日常点検の結果及びエネルギー使用量を推進委員会へ報告する。

(3) 公 害

① 大 気 汚 染

ア 大気汚染物質測定状況

・ 市役所局（年平均値）

項目 単 位 年度	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) P P m	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) P P m	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m <sup>3</sup>
21	0.005	0.019	0.021
22	0.005	0.019	0.020
23	0.005	0.018	0.020

・ 南 局（年平均値）

項目 単 位 年度	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) P P m	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) P P m	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m <sup>3</sup>	一酸化炭素 (CO) P P m
21	0.005	0.018	0.022	0.4
22	0.005	0.018	0.021	0.4
23	0.005	0.016	0.021	0.3

イ 光化学スモッグ発令状況

年度	光化学スモッグ発令回数（東大阪地域）	
	予 報	注 意 報
21	6	4
22	11	8
23	2	2

② 環境騒音測定

（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）単位：デシベル）

年度	道路に面しない地域の平均測定結果		道路に面する地域の平均測定結果	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
21	52	42	73	72
22	56	53	72	70
23	50	45	72	70

③ 水質汚濁（古川）

ア 生活環境項目 月1回測定

(単位：mg/ℓ)

項目 年度	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
21	6.7~7.5	4.2	3.2	6.5	6.3
22	7.0~7.6	5.7	3.3	6.5	14
23	7.2~7.5	6.5	2.5	7.1	5

(注) BOD・CODは、年間75%水質値。その他は年平均値。

④ ダイオキシン類環境測定

項目・ 地点 単位 年度	大 気		土 壤	水 質	
	市役所別館 屋 上	市立公民館 二島分館	市立公園	古 川	下 八 箇 庄 水 路
	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/g	pg-TEQ/ℓ	pg-TEQ/ℓ
21	0.043	0.040	① 0.095 ② 0.22 ③ 0.011	1.6	0.51
22	0.062	0.059	① 8.9 ② 0.15 ③ 1.3	0.98	0.45
23	0.045	0.055	① 0.31 ② 0.014 ③ 5.2	1.3	0.30

(注) 土壤の採取地点は、21年度は、①一番柳田町北1号緑地、②一番柳田町北1号公園、③門真東1号公園、22年度は、①月出町公園、②門真南公園、③門真東2号公園、23年度は、①月出町中央公園、②四宮1号公園、③舟田町公園

(4) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の種類		収集計画			
		収集区域	収集主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	本市全域	直営及び委託	週 2 回	ステーション	
プラスチック製容器包装			週 1 回		
びん・缶類			月 1 回		
小型ごみ			月 2 回		
ペットボトル			月 1 回		
古紙・古布			原則戸別		
粗大ごみ			申し込みの都度		
臨時もしくは多量に排出される一般廃棄物			市民が自ら搬入する		
一般持込ごみ			許可業者	随 時	
事業系ごみ	直営及び委託	月 2 回			
し尿		申し込みの都度			
し尿の臨時	許可業者	随 時			
浄化槽汚泥	市民が自ら搬入する				
犬猫等の死体	処理の申し込みがあったもの	市民が自ら搬入する			
	不明のもの	直 営	通 報 の 都 度		

※ 家電製品のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンを除く。

## (5) 一般廃棄物の処理手数料

(平成20年4月1日改定)

種 別	区 分			単 位	手数料	
1 一般廃棄物（2から5までを除く。）	収集・運搬・処分するもの	一般家庭	定時	排出量が常時1日平均10キログラム以上のもの	10キログラムにつき	100円
			随時	臨時で申込みのあったもの		
	処分のみをするもの	一般家庭以外	定時	排出量が常時1日平均10キログラム以上のもの		150円
			随時	臨時で申込みのあったもの		85円
2 粗大ごみ	一般家庭から生じた粗大ごみを収集、運搬及び処分するもの	定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円をい ないで定 める額	
		随時	臨時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		2,250円をい ないで定 める額	
3 特定家庭用機器廃棄物	収集・運搬するもの			1台につき	3,500円	
	市長の指定する場所へ搬入するもの				1,800円	
4 し尿	一般家庭	定時	定 額		1人1カ月に つき	250円
			加算額	簡易水洗式 汲取便槽の場合	1世帯1カ月 につき	600円
		無臭式 汲取便槽の場合		300円		
	随時			1回につき	1,000円	
一般家庭以外	従 量		18リットルに つき	130円		
5 犬猫等の死体	随時に市長の指定する場所へ搬入するもの			1頭につき	500円	

## 備 考

- 手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 重量割で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めるとおりとする。
  - 収集・運搬・処分するもの 1立方メートルにつき 3,000円
  - 処分のみするもの 1立方メートルにつき 1,500円
- 手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。
- 粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。
- 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定するものをいう。
- し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

(6) 分別収集

分別収集は、昭和61年3月より全地域において4種分別として取り組んでいましたが、減量推進及び適正処理等を図るため、平成7年4月よりペットボトル、平成14年4月よりその他プラスチック製容器包装を含めた分別収集を細分化し、平成20年4月より粗大ごみ有料化に伴い7種9分別収集に変更を行い、普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古布、小型ごみ、ペットボトル及び粗大ごみの分別収集を実施しています。

分別名称	収集内容
普通ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品（洗面器・カセットテープ・灯油用のポリ容器など）、葉っぱ、ぬいぐるみ、履き物類、紙くず、可燃性の猫の砂、皮革製品、小さい木箱（そうめんの箱などは、必ずつぶして出してください。）
プラスチック製容器包装	シャンプー・リンス・サラダ油等のプラスチックボトル、食品トレー、インスタントラーメン等の「容器・包装」
びん・缶類	飲食料用等のびん・缶類、簡易ボンベ・スプレー缶
古紙・古布	新聞、雑誌、ダンボール、古着、タオルなど
小型ごみ	最大の辺又は径が30cm以下のもの及びなべ・フライパンなどの金物類、陶磁器類、ガラス類（姿見を除く）、電球、蛍光灯、小枝など
ペットボトル	リサイクルマーク  のついたペットボトル
粗大ごみ	住民の日常生活に伴い不用となった最大の辺又は径が30cmを超える耐久消費財等をいい、家電製品、家具・寝具、健康器具、自転車類、趣味用品、楽器、乳幼児製品、収納庫、スポーツ・レジャー用品・遊具、家事日用品、敷物・室内用品、OA機器、その他のものの13種別

[収集量（家庭系）の推移]

(単位：t)

種別	年度	21	22	23
	可燃ごみ		20,538	20,033
不燃ごみ		711	742	747
粗大ごみ		282	260	244
資源ごみ		3,293	3,329	3,273
一般持込		1,429	1,949	2,043
計		26,253	26,313	26,052

[再資源化量の推移]

(単位：t)

種 別 \ 年 度	21	22	23
金 属 類	659	618	604
ガ ラ ス 類	746	765	982
プ ラ ス チ ッ ク 類	1,267	1,223	1,194
紙 類	535	569	566
計	3,207	3,175	3,346

(7) さわやか訪問収集（粗大ごみ）

① 対 象

次のいずれかに当てはまり、身近な人などの協力を得るのが困難で、収集場所に粗大ごみを持ち出せない一人暮らしの人

ア 虚弱などで日常生活に支障がある65歳以上

イ 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている

※ 同居家族がいる場合でも、同居者が高齢や虚弱などで収集場所に持ち出せない世帯も対象になります。

② 収集日・回数

月・火・木・金曜日の午後（祝日を含む）・同一世帯で月1回

(8) 塵芥処理・し尿収集量の推移

年 度	塵 芥 処 理 量 (t)	し 尿 収 集 量 (kl)		
		総 量	市 営	委 託
21	48,551	5,670	65	5,605
22	47,239	5,105	71	5,034
23	45,931	4,688	67	4,621

## (9) 塵芥・し尿処理の概要

(平成24年4月1日現在)

区 分		塵 芥		し 尿	
処理対象区域 収集方法	人口	129,023 人		人口	4,337 人
	面積	12.28 km <sup>2</sup>		面積	12.28 km <sup>2</sup>
	家庭系	56.7 %		直営	0.6 %
	事業系	43.3 %		委託	99.4 %
収 集 量		181.5 t/日		54.8 kl/日	
処 理 方 式		焼 却 炉 2 炉 破 碎 機 1 基 リサイクルプラザ		標準脱窒素＋高度処理方式	
施 設	敷地面積	20,800 m <sup>2</sup>		8,628.75 m <sup>2</sup>	
	型 式	① 連続燃焼式 ② 縦型回転式 ③ 選別装置			
	処理能力	① 300 t/日 ② 30 t/5h ③ 40 t/5h		110.0 kl/日	
	工 費	16,377,876 千円		2,149,000 千円	
保有車両台数 (車種別)		2 t ダンプ車 3 台 4 t ダンプ車 2 台 クカー車(2 t) 6 台 パッカー車(2 t) 16 台 ミニダンプ車 5 台 ライトバン 1 台 フォークリフト 4 台 バックホー 2 台 ホイールローダー 3 台		バキューム車(1,800 l) 2 台 2 t ダンプ車 1 台 ライトバン 1 台	

(10) 門真市リサイクルプラザ（エコ・パーク）

「ごみの処理・資源化」のためのプラントと市民のリサイクル意識の啓発、自発的なリサイクル活動の促進を図るための公の施設としての門真市立リサイクルプラザを併せもった市民リサイクルの拠点施設です。

所在地	門真市深田町19番5号
施設概要	敷地面積 20,800㎡
	建築面積 2,664㎡
	延床面積 11,139㎡
	建築構造 鉄骨造（一部RC造・SRC）地上5階・地下1階 耐火建築物
工費	4,797,571千円
工期	平成12年7月～平成14年3月
開館年月	平成14年4月

① 門真市リサイクルプラザ（プラント）

ア 処理能力	40 t / 5 h	
イ 設備内容	びん・缶処理設備	15.9t/5h
	ペットボトル処理設備	1.3t/5h
	プラスチックボトル処理設備	1.8t/5h
	その他プラスチック製容器包装処理設備	8.8t/5h
	小型複合処理設備	2.4t/5h
	古紙・古布処理設備	9.8t/5h

ウ 設備方式

受入供給設備……………受入ホッパ方式 自動破袋・集袋装置  
供給コンベア方式  
異物除去選別設備…自動選別装置 振動重力選別装置  
精選手選別ライン  
貯留・保管設備……………自動倉庫システム 自動搬入・搬出及び  
自動計量ライン

資源選別設備……自動選別装置 精選手選別ライン  
 金属類選別装置……磁気選別装置 アルミ選別装置  
 破 碎 設 備……二軸破碎機 捻碎機  
 資源物成型設備……圧縮成型方式 圧縮梱包方式 減容固化方式  
 給 水 設 備  
 排水処理設備

② 門真市立リサイクルプラザ（公の施設）

ア 事業活動

- リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発
- リサイクルに係る講座、研修会等の開催
- 不用品の再生並びに再生品の展示及び提供
- プラザの施設、器具、備品等の提供
- その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業

イ 開館日・時間

【開館時間】 午前9時～午後5時30分

【休館日】 水曜日（その日が祝日の場合、その翌日）・12月29日～1月3日

ウ 事業内容

階	施設名	事業内容
1階	エントランス ホール	○イベント情報・市民活動グループ連絡掲示板 ○不用品情報板
	事務所	○リサイクルプラザ来訪者への対応 ○工房専用使用者受付 ○市民活動相談

4階	イベント広場	○イベントの開催
	展示ホール	○イベントの開催（フリーマーケット等） ○資源化処理施設の紹介 ○情報掲示板 ○インフォメーション
	リサイクル工房	○紙すき工房 ○石けん・染め工房 ○裂織り・リフォーム工房 ○エコクッキング工房
5階	資料室 (情報検索室)	○リサイクルに関する図書・資料の閲覧、貸出及び資料の提供 ○インターネットでのリサイクル・環境情報の発信・検索指導等
	マルチホール 会議室 (1) (2)	○ごみ減量、環境に関する講演会、会議等



## 12 福祉・健康

### (1) 生活保護

#### ① 被保護世帯扶助別人員の推移

(各年4月末日現在)

区 分		21年度	22年度	23年度
被保護世帯	世帯数	3,590	3,933	4,185
	人 員	5,525	5,982	6,298
保 護 率 (%)		41.84	45.61	48.45
全 国 保 護 率 (%)		14.7	14.7	15.80
生 活 扶 助 (人)		5,015	5,628	5,957
住 宅 扶 助 (人)		5,102	5,627	5,928
教 育 扶 助 (人)		682	720	721
介 護 扶 助 (人)		500	557	619
医 療 扶 助 (人)		4,351	4,372	4,582
出 産 扶 助 (人)		0	1	2
生 業 扶 助 (人)		194	231	243
葬 祭 扶 助 (人)		2	9	17

#### ② 扶助費の推移

(単位：千円)

区分 扶助費別	21年度		22年度		23年度	
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)
生活扶助費	3,582,513	38.22	3,920,186	38.25	4,065,507	37.16
住宅扶助費	1,499,847	16.00	1,640,366	16.01	1,753,082	16.02
教育扶助費	87,292	0.93	97,669	0.95	98,378	0.90
介護扶助費	141,413	1.51	151,778	1.48	169,883	1.55
医療扶助費	3,961,126	42.26	4,344,280	42.39	4,755,165	43.46
出産扶助費	399	0.01	50	0.00	39	0.00
生業扶助費	56,582	0.60	45,834	0.45	45,266	0.41
葬祭扶助費	21,204	0.23	24,104	0.24	26,720	0.25
施設扶助費	22,283	0.24	23,866	0.23	27,344	0.25
総 額	9,372,659	100.00	10,248,133	100.00	10,941,384	100.00

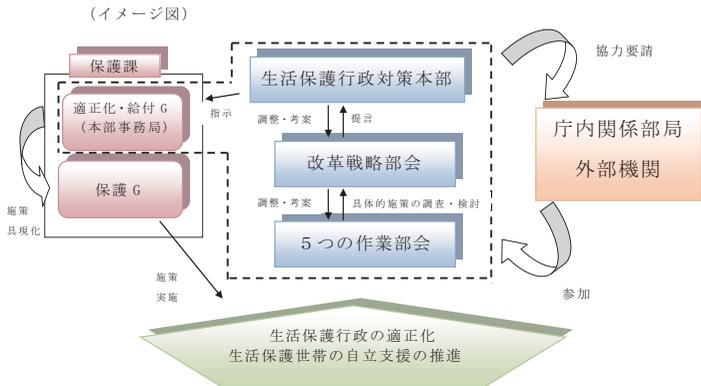
**生活保護の適正化に向けて  
門真市生活保護行政対策本部を設置**

現在の厳しい経済状況の中で、本市の生活保護受給者は、増加の一途をたどっています。

一方で、自立支援の推進、不正受給や不当要求への対策、貧困ビジネスの撲滅、現行法制度の抜本的改革など、さまざまな課題に対し、市全体での共通認識を持ち、全庁的に取り組んでいく必要があります。

そのため、生活保護制度を取り巻く状況について、社会保障制度全般を含めた抜本的な制度改革に向けた取り組み、生活保護行政に係る適切な業務執行体制の確保、不正受給や不当要求等、組織横断的な対応を行うため、「門真市生活保護行政対策本部」を平成23年1月17日に設置しました。

今後は、関係各部署をはじめ、近隣市、国や大阪府、医療機関、警察などの外部機関との連携を、より一層強化するとともに、「門真市生活保護行政対策本部」に「不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策」、「自立支援プログラム策定推進及びボーダーライン層対策」、「体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策」、「医療及び介護扶助適正化対策」、「債権管理及び滞納整理対策」の5つの作業部会を設置し、改革のスピードを加速させながら間断なく実施していきたいと考えています。



(2) 児童福祉

① 保育園

ア 市立

(平成24年4月1日現在)

名 称	開園年月日	現 員 (人)		定 員 (人)
		3歳未満児	3歳以上児	
上野口保育園	昭和43年12月1日	28	47	70
浜町保育園	昭和46年4月1日	34	62	100
南 保 育 園	昭和46年4月1日	54	120	180
合 計		116	229	350

イ 私立

(平成24年4月1日現在)

名 称 (保育園)	定 員 (人)	名称 (簡易保育施設)	定 員 (人)
古 川 園	150	麦の子共同保育園	18
門 真 保 育 園	110	たんぼぼ保育園	29
めぐみ保育園	120	門 真 学 園	29
智 鳥 保 育 園	180	末 広 保 育 所	29
脇 田 保 育 園	150	あすなろ保育園	17
北 巢 本 保 育 園	120	な ご み 広 場	21
おおわだ保育園	170	都市型保育園 ポポラー大阪古川橋	42
うちこし保育園	68	竹野家庭保育所	3
三ッ島保育園	70		
ファースト保育園 (三ッ島分園)	15		
まこと小路保育園	120		
きたじま保育園	70		
柳 町 園	150		
いずみっこ保育園	70		
合 計	1,563	合 計	188

ウ 保育料徴収基準額

月額（円）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収基準額（月額）		
階層区分	定 義	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度 市町村民税非課税世帯	0	0	0
C 1	分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,500 (3,750)	5,500 (2,750)	5,500 (2,750)
C 2	の区分に該当する世帯	8,800 (4,400)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)
D 1	A階層を除き前年分の所得税(1月から3月までの間に入所を開始する場合には、前々年分の所得税。以下同じ。)課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,300円未満	12,000 (6,000)	9,500 (4,750)
D 2		8,300円以上 16,700円未満	16,000 (8,000)	13,600 (6,800)
D 3		16,700円以上 44,400円未満	20,000 (10,000)	18,600 (9,300)
D 4		44,400円以上 66,700円未満	27,600 (13,800)	24,000 (12,000)
D 5		66,700円以上 88,900円未満	33,400 (16,700)	24,800 (12,400)
D 6		88,900円以上 124,800円未満	36,000 (18,000)	25,700 (12,850)
D 7		124,800円以上 169,200円未満	44,600 (22,300)	26,600 (13,300)
D 8		169,200円以上 202,500円未満	47,600 (23,800)	27,000 (13,500)
D 9		202,500円以上 469,300円未満	48,800 (24,400)	28,000 (14,000)
D10		469,300円以上	51,400 (25,700)	29,000 (14,500)

（ ）内の金額について

- ※ 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2番目の児童が中段（ ）の額、3番目以降の児童が0円になります。
- ※ D1～D10階層における所得税の額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除を適用する前の金額です。平成23年分以降の所得税については、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の改正が行われましたが、保育料の算定では、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の改正が行われる前の旧所得税法の計算方法をもとに決定します。

エ 保育時間一覧表

公立

保育所名	開所時間
公立保育園	7:30～18:30

※ 門真市の公立保育園全園で延長保育（有料）を行っています。延長保育時間は、18:30～19:00です。

民間

保育所名	開所時間
古川園	7:00～19:00
門真保育園	7:30～19:00
めぐみ保育園	7:30～19:00
智鳥保育園	7:00～19:00
脇田保育園	7:30～19:00
北巢本保育園	7:30～19:00
おおわだ保育園	7:00～19:00
三ツ島保育園 (分園含む)	7:00～19:30
うちこし保育園	7:00～19:00
まこと小路保育園	7:30～20:00
きたじま保育園	7:30～20:00
柳町園	7:30～20:00
いずみっこ保育園	7:30～20:00

※ 保育時間は、児童の年齢、状況等により、変更することがあります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 延長保育時間・延長保育料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 上記の開所時間には、延長保育(有料)も含まれています。

## ② 子育て支援

### ア 放課後児童クラブ運営事業

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図るため、実施しています。

実施場所 放課後児童クラブ室・運動場等

対象者 市内の小学校に在籍の児童で、その保護者が昼間に労働することを常態としている児童、又は健全育成上指導を要すると市長が認める児童

活動時間 (1) 月曜日～金曜日 放課後～午後6時

(2) 土曜日、学校休業日 午前8時30分～午後6時

クラブ費 月額 4,500円

### イ かどまファミリー・サポート・センター

育児に関する相互援助の拠点として、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の運営を平成15年10月から実施しています。

(開設場所) 門真市民プラザ1階

(開設時間) 午前9時～午後5時30分

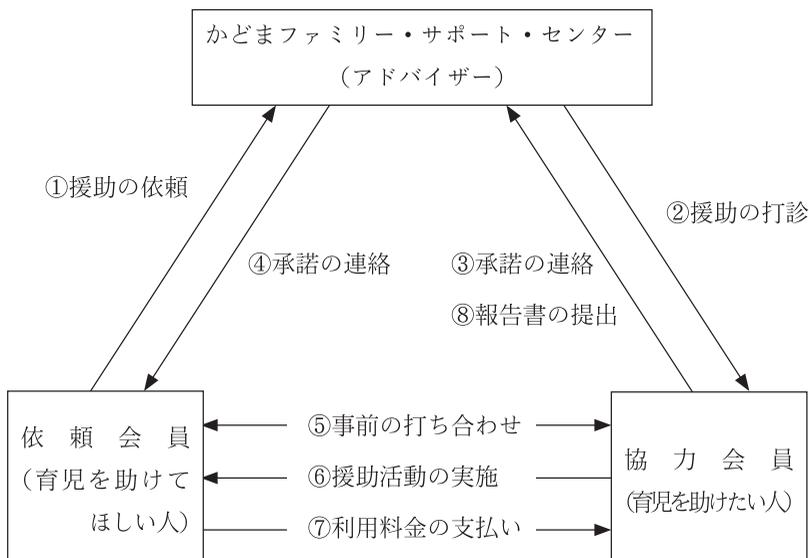
(休所日) 土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(援助活動の主な内容)

- ① 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等の外出の際の子どもの預かり
- ⑦ その他

※ 宿泊を伴う活動は不可

(援助活動の手順)



(利用料金)

活 動 日	利用料金の基準
平日・土曜日 (午前7時～午後8時)	1時間当たり 700円
日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までと上記以外の時間帯	1時間当たり 800円

ウ 赤ちゃんの駅事業

乳幼児を持つ保護者の外出を支援するために、授乳やおむつ替えのできるスペースを「赤ちゃんの駅」として設置しています。

(設置場所) 市役所、保健福祉センターなど公共施設や市内の保育園、幼稚園 (39カ所)

\* 対応可能な施設のみ、ミルク用のお湯を提供しています。

エ 門真市子育て応援ポータルサイト事業「すくすくかどまっ子ナビ」

赤ちゃんができたときの手続きの仕方から、健診・予防接種のお知らせ、各種手当、子育てイベント、保育園の情報などをインターネットを使用して、タイムリーに発信しています。

パソコンや携帯電話を使用して、手軽に閲覧することができます。

ホームページアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/>

携帯サイトアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/m/>

携帯サイトQRコード **モバイルサイト**

このサイトが  
携帯でも  
ご覧頂けます



オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

支援が必要な家庭に対しては、具体的な育児支援につなげることを目的とします。

- （訪問員）・規定の「こんにちは赤ちゃん訪問」訪問員研修を受講した者
- ・地域子育て支援担当保育士

カ 病児保育事業

保護者が働いているなどの事情で、子どもが病気のとくに自宅で保育できない場合、一時的に保育する事業です。

実施場所 病児保育室「ティーグル」(門真市末広町18-9)

対象者 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な生後6カ月から小学校3年生までの児童

※利用に当たっては、市の窓口で事前登録を行う必要があります。

③ 乳幼児等医療費助成

小学校3年生までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。所得制限なし。

④ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などで医療を受ける場合、ひとり親家庭医療証をもって、医療費を助成するものです。所得制限あり。

18歳になった次の3月31日までの児童・生徒及び父又は母等の通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。

⑤ 福祉金等

ア 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している方が受けられます。

手当は6・10・2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

※所得制限限度額内の方

- 支給月額 0歳～3歳未満15,000円
- 3歳～小学校修了前10,000円  
(第3子以降の場合は15,000円)
- 中学生 10,000円

※所得制限限度額を超過する人は1人につき5,000円

扶養人数	所得制限限度額
0人	622万円未満
1人	660万円未満
2人	698万円未満
3人	736万円未満
4人以上	1人につき38万円加算

※所得制限限度額は世帯合算ではなく、児童手当の受給者の所得額が対象です。

イ 児童扶養手当

母子家庭・父子家庭などで18歳以下の児童（心身障がい者の場合20歳未満）を養育している母、父又は養育者に支給。所得制限あり。

児童1人で全額支給の場合 41,430円

2人目 5,000円加算

3人目以降1人増すごとに 3,000円加算。

※ 所得額等に応じて支給月額が変わります。

※ 手当は毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 平成24年10月に支給月額改定予定。

#### ウ 特別児童扶養手当

20歳未満で、中程度以上の障がいのある児童を養育している者に支給。  
所得制限あり。

1級 月額 50,400円

2級 月額 33,570円

※ 手当は毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 平成24年10月に支給月額改定予定。

### (3) 障がい者福祉

#### ① 門真市立さつき園（知的障害児通園施設）

門真市立くすのき園（肢体不自由児通園施設）

●所在地 門真市北岸和田3丁目6-12

●施設概要 敷地面積 2,008.64㎡

床面積 1,167.00㎡

鉄筋コンクリート造 平屋建 一部2階建

●開園日 昭和50年9月1日

●その他 定員 さつき園 40人（平成24年4月1日現員29人）

くすのき園 40人（平成24年4月1日現員13人）

#### ② 障がい者医療制度

市内在住の65歳未満の重度障がい者で、身体障がい者手帳1級または2級の所持者、療育手帳Aの所持者、身体障がい者手帳3級～6級の所持者で、

かつ療育手帳の程度が中度（Ｂ１）と判定された方が対象です。所得制限あり。保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。

### ③ 老人医療制度

65歳以上の方で以下のいずれかに該当する人の通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。

- ・障がい者医療やひとり親家庭医療の対象となる人
- ・精神保健及び精神障がい福祉に関する法律又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療の適用を受けている人
- ・特定疾患にり患している人  
（いずれも所得制限あり）

### ④ 障がい者自立支援法による主な福祉サービス

#### ア 居宅介護

ホームヘルパーによる日常生活での身のまわりの支援や通院時の付き添いなどを行います。

#### イ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### ウ 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活の場で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### エ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の場で、障がい者の日常生活上の相談や援助を行いません。

#### オ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

#### カ 移動支援（地域生活支援）

一人で外出が困難な障がい者にガイドヘルパーを派遣します。

#### キ コミュニケーション支援（地域生活支援）

聴覚障がい者が、社会生活等を営む上で、意思疎通を図ることに支障がある場合に手話通訳者等を派遣します。

⑤ 手当・助成等

ア 特別障がい者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に支給。  
所得制限あり。月額26,260円。168名（平成24年4月1日現在）

イ 障がい児福祉手当

日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者に支給。所得  
制限あり。月額14,280円。78名（平成24年4月1日現在）

ウ 大阪府重度障がい者介護手当

府内の市町村で住民登録または外国人登録し、重度の知的障がいと重度  
の身体障がいをあわせもつ重症心身障がい者（児）の介護者に支給。月額  
10,000円。56名（平成24年4月1日現在）

エ 重度障がい者等住宅改造助成事業

- 重度障がい者（児）等が居住する住宅の改造を行う場合に助成する制度  
です。
- 助成対象事業 民間の持家または借家で、便所、浴室、玄関、廊下、  
階段、台所、居室等を改造する場合。
- 助成対象世帯
  - ・当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円  
以下の世帯で、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期  
以前の非進行性の脳病性による運動機能障がい（移  
動機能障がいに限る）に係る身体障がい者手帳の障がい  
程度が3級以上の者で、学齢児以上の者がいる世帯。
  - ・当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円  
以下の世帯で、重度知的障がい者（児）がいる世帯。
- 助成限度額 500,000円（ただし、介護保険又は門真市障がい者等日  
常生活用具給付等要綱に基づく住宅改修で給付を受け  
た場合は、給付額を除く。）

#### (4) 老人福祉

##### ① 門真市立老人福祉センター

- 所在地 門真市御堂町12-5
- 施設概要 敷地面積 2,121㎡ 建物延面積 1,259㎡  
鉄筋コンクリート造 2階建  
1階 事務室、ロビー、相談室、和室、機能回復訓練室、  
教養娯楽室、食堂  
2階 大集会室、教養娯楽室、多目的室
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成元年2月13日

##### ② 門真市高齢者ふれあいセンター

- 所在地 門真市岸和田3丁目44-11
- 施設概要 敷地面積 1,983㎡ 延床面積 483.09㎡  
構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建
- 主な施設 ふれあいサロン、クラフトルーム（創作活動室）、和室セ  
ミナールーム（研修室）、フィットネスルーム（多目的室）
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成13年5月1日

##### ③ 門真市地域高齢者交流サロン

- 所在地 門真市沖町28-2（市立青少年活動センター南隣）
- 施設概要 敷地面積 198.63㎡  
建築面積 154.27㎡  
延床面積 120㎡ 鉄骨造 平屋建
- 利用時間 午前9時30分～午後5時30分
- 休館日 日曜日、火曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成15年5月1日

#### ④ 在宅高齢者支援事業

##### ア 日常生活用具給付事業

対 象：概ね65歳以上の寝たきりや一人暮らしの高齢者、又は、高齢者のみの世帯（用具により異なります）

○電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

##### イ 福祉電話の貸与及び電話使用料の補助

対 象：65歳以上の一人暮らし、又は、これに準ずる方で、低所得の方（使用料の補助については生活保護受給者は除く）

○安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与及び基本料金等の補助（N T Tのみ）

##### ウ 緊急通報装置貸与事業

対 象：概ね65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者、又は、高齢者のみの世帯に属する高齢者

○急病等の緊急時にボタンを押すと、電話回線（N T Tのアナログ回線のみ）にてオペレーションセンターに直接つながり、対話ができる装置を貸与

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

##### エ 街かどデイハウス通所事業

対 象：概ね65歳以上のひきこもりがちで日常生活を営むのに支障がある方（介護保険の認定が「自立」の方）

○趣味活動・給食サービスなどの日帰りサービスを提供（送迎はなし）

○食材料費など自己負担があります（600円）

#### (5) 福祉施策としての資金貸付制度

##### ① 門真市援護資金貸付（福祉政策課）

- 準被保護者に対し、その生計の回復を援助し、更生を助長するため、援護資金を貸し付ける制度です。
- 貸付限度額100,000円

(6) 健康増進事業

① 母子保健事業

妊産婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため実施しています。

(事業内容)

◇乳幼児相談、妊産婦健康相談 (23年度相談者数 191人)

◇健康診査 (23年度)

種 別	実施回数	受診者数	備 考
妊 婦 一 般	—	12,643人	延受診者数
乳 児 一 般	—	750	
4 か 月 児	24	844	
乳 児 後 期	—	715	
1 歳 6 か月児	24	880	歯科検診受診者数 879人
2歳6か月児歯科	12	730	
3 歳 6 か月児	12	826	歯科検診受診者数 826人

このほか、経過観察検診、乳幼児精密健康診査、乳児視力聴覚精密健康診査等も実施しています。

◇ママパパ (妊婦) 教室 (23年度参加延人数 212人)

◇離乳食講習会 (23年度参加延人数 116人)

◇赤ちゃんランド (23年度参加延人数 127人)

◇妊産婦新生児等訪問指導 (23年度訪問回数 1,023回)

◇保育教室 (23年度参加延人数 216組)

② 保健事業

市民を対象に疾病の予防、健康の保持・増進を図るためのがん検診等や15歳～39歳の市民を対象とした一般健診、健康増進法に基づく生活保護世帯を対象とした健康診査を実施しています。※平成20年4月より40歳以上の市民（生活保護世帯を除く）の健診は、医療保険者の実施する特定健康診査等に変更しました。

(健康診査受診状況)

種別		年度	21	22	23
一般健康診査			849人	822人	847人
がん検診	胃がん検診		2,623	2,408	2,497
	大腸がん検診		4,708	4,844	5,727
	子宮がん検診		2,909	2,875	2,688
	肺がん検診		8,974	9,354	9,536
	乳がん検診		2,094	2,234	1,723
骨粗鬆症検診			541	517	487
成人歯科検診			104	90	483

このほか、健康手帳の交付、機能訓練、脳卒中地域ケア推進、健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

③ 予防接種実施状況

種別		年度	21	22	23
百日咳・ジフテリア・破傷風混合			4,197人	4,162人	3,868人
ジフテリア・破傷風混合(2種)			243	361	747
ポリオ			1,823	2,030	1,587
日本脳炎			1,989	3,745	6,094
麻疹・風疹混合			3,800	3,796	4,099
麻疹			10	3	2
風疹			2	4	0
インフルエンザ			11,310	13,142	12,056
B	C	G	1,001	954	923

(7) 門真市保健福祉センター

門真市保健福祉センターは、保健・医療・福祉の分野における市民の多様なニーズに対応するため、各種サービスを総合的に効率よく供給できる中核的施設です。

- 所在地 門真市御堂町14番1号
- 施設概要 敷地面積 4,416.00㎡

建築面積 2,649.004㎡  
 延床面積 10,869.376㎡  
 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨  
 地下1階、地上4階

- 工 費 5,344,500千円
- 開館年月日 平成12年7月1日
- 事業内容

	施 設 名	事 業 内 容
1         階	総 合 相 談 窓 口	保健・福祉に関する相談と情報提供を行います。
	育児サポートセンター	育児に関する相談を総合的に受け付けます。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の相談や養成を行います。
	福祉機器及び介護用品 展 示 コ ー ナ ー	福祉機器・介護用品を展示するとともに使用方法 等を指導します。
	リサイクルセンター	高齢者・障がい者向けの介護用品の作成やリサイ クルを行います。
	ふれあいサロン (アトリウム)	保健福祉に関してのイベント開催など全ての市民 がふれあい憩う空間です。
	ふれあいコーナー	障がい者の雇用、社会参加、健常者との相互理解 を促進するための交流サロンです。
	診 療 所	土曜日の夜間に内科・小児科の診療、日曜日・祝 日・年末年始に内科・小児科・歯科の診療及び毎 水曜日に障がい者を対象とする歯科の診療を行 います。
	門真市社会福祉協議会	紙おむつ給付、車イス短期(3ヶ月)貸出し、校 区福祉委員会活動、大阪府生活福祉資金などの事 業を行います。
門真市障がい者相談 支 援 セ ン タ ー ジ ェ イ ・ エ ス	市内在住の障がい者の方とその家族、関係者から 日常生活全般についての相談を聞き、住み慣れた 地域で安心して生活できるようお手伝いするセン ターです。	

2 階	障がい者福祉センター	在宅障がい者に対し、創作活動、社会適応訓練など、通所によるデイサービスを行います。
	理学療法室 作業療法室	リハビリに関する相談や障がい者の交流・集団レクレーションの場として使用します。
	アトリエ	在宅障がい児に対し、通所による日中一時支援サービスを提供します。
3 階	保健センター	市民の健康の保持増進を図るため健康相談、保健指導、健康診査など各種の保健サービスを行います。
	プレイルーム	乳幼児の教室などを行います。
	多目的室	保健・医療・福祉に関係した行事などを行います。
4 階	調理実習室	各種保健事業に使用するとともに、ボランティアによる食育の啓発・普及の場として活用します。
	視聴覚室	A V機器を使用した保健・医療・福祉に関する講演会やシンポジウムなどに使用します。
	会議室 1・2・3	保健・医療・福祉に関する会議などに使用します。
	事務室	健康増進課の事務室です。

## 専用使用施設

次の施設は、有料で市民が利用できます。

	午 前	午 後	全 日
	午前 9 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午前 9 時 30 分から 午後 5 時 まで
ふれあいサロン (アトリウム)	1,400 円	1,800 円	3,200 円
視 聴 覚 室	1,500	1,900	3,400
会 議 室	1	800	1,000
	2	800	1,000
	3	900	1,200

## 駐 車 場

使 用 時 間	使 用 料
30分まで	無 料
30分を超えた場合30分ごと	150 円

